

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成17年2月25日（金）午後3時から午後4時50分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

13人（男性9人、女性4人）中9人（男性6人、女性3人）の委員が出席

第4 議事

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 委員会の運営等について

▪ 委員長の選任

委員長である委員の解任（辞任）に伴い委員長の選任が行われ、委員長に岡山家庭裁判所所長である委員が選任された。

なお、次のような意見が述べられた。

- 所長が委員長をするのは、まずいのではないか。委員会は裁判所に対して意見を言う形になっているので、所長が委員長をしていると委員長でありながら一方で所長であるため、委員長に言っているのか、裁判所の所長に言っているのか分からなくなる。委員会が第三者的な機関ということになれば所長以外の第三者が委員長になり、委員会として意見をまとめて、それを裁判所に伝える方がよい。
- 委員長というのは議事進行を図るのが主たる役目だと思う。裁判所の内部事情をよく知った上で意見を伺った方が、よりよい意見も述べていただけるような進行ができるのではないか。また、所長だと家裁の所管部署との連絡、連携等も密にできる。そして、家裁がこの委員会に運営に関して諮問した場合や、所長である委員長の言動について審議するというような場合には、法曹三者以外の者である副委員長にお願いしてやっていただく。そういう約束の元で、委員長は所長としていただきたい。
- この委員会は、諮問と言うより意見交換の場という意味合いが強いため、内情に詳しい家裁の所長が委員長をするのがよいのではないか。
- 諮問するしないに関わらず、いろんな意見が言いやすいのは第三者的な方がよい。
- 諮問的な事項の場合は勿論中立的な立場というか、対外的な方向からのアプローチが必要であるが、家裁委員会は、諮問に必ずるとともに広く意見交換の場にするようになっていて、まず家裁を理解してもらうために広報的なものも行う必要もある。これを行っていく上では内部的な準備、調整等もあり、所長が委員長をする方が非常にやりやすい。
- 今のところ地・家裁委員会で所長以外が委員長となっているのは3庁程度と聞いているが、特に不都合はないようである。また、この委員会のことは国民の目にもさらされ、そのときに委員長が裁判所の所長であると知ったときの国民の印象である。世間の常識とはずれているのではないかとこの印象を持たれるのは間違いない。
- 家裁の運営などについて意見を言う会なので、所長が委員長を務めるのでは自分で自分に答申するというか、意見を言うということで自己矛盾に陥りやすいのではないか。
- 結論から言うと所長が委員長で差し支えない。この委員会の場合は、規則に基づいて設置され、裁判官にも委員となる資格を与え、その委員については同等に委員長に選ばれる資格を持っているわけであるから、この委員会の性格上、裁判所の所長が委員長を兼ねるのはおかしいということにはならない。それと何度かこの会に出席したが、委員

長が所長であって何ら支障はなかった。

また、この委員の中で自分が委員長をしようとの意欲を持っているのは所長だけのよう
に聞こえた。あえて所長と争って委員長になろうという方がいないのであれば、必然
的に所長にやっていただくしかないと思う。

▪ 委員会運営規則等

次回までに運営規則の事務局案を作成することとされた。

なお、次のような意見が述べられた。

- 多人数の委員会で意見をまとめようとするとなんらかの運営規則が必要かと思う。意見
が分かれたときには多数決にするかどうかの問題はあるが、運営規則的なものを作った
方がよい。

3 前回の家裁委員会での意見等に対する家裁からの検討結果の説明

次のとおりの説明が行われた。

- 「誰が職員なのか分からないので、職員と分かるものか名札をつけるべきではないか。」
との意見があったが、これについてはいろいろと検討すべき点もあるため、他の庁での
検討状況についても問い合わせをするなど、引き続き検討する。
- 「岡山市が発行している冊子「ひとり親家庭のしおり」等を備え付けて当事者の人が
持って帰れるようにすれば、親切ではないか。」との意見があったが、これについては
岡山市から冊子とリーフレットを取り寄せ検討した結果、玄関等に置いて、必要な人が
持って帰れるようにしたいと考えている。
- 「調停の待合室にある雑誌がぼろぼろで、ない方がいいのではないか。」との意見が
あったが、これについては調停や調査の待合室の雑誌類を整理して、古いものは処分し
た。今後も管理には気をつけたい。

4 離婚制度と手続きについての説明

離婚の種類別構成割合、家庭裁判所が取り扱う手続、家事調停手続の流れ及び人事訴訟手
続の流れ等について家事係主任書記官から説明が行われた。

5 意見交換

「離婚について」というテーマで意見交換がされた。

なお、意見交換では、次のような意見が述べられた。

- 昨年から人事訴訟が改正されて離婚の裁判が家裁で行われるようになり、家裁の法廷
で審理されているが、庁舎建替え後の家裁の法廷はどのようになるのか。
- 新庁舎では、ラウンドテーブル法廷及び家事、少年の審判廷は5階に、通常法廷は
家裁専用の一つ2階に造られる予定になっている。2階に造られる通常法廷は成人刑事
事件も人事訴訟事件もその法廷を使用することになる。
- 離婚調停の当事者と弁護士とが調停委員から言われたことについて対応を考えたりし
するが、意外と人に聞かれては困るようなことがある。しかし、現在は待合いで人の出
入りを気にしながら話をしているが、新庁舎ではそういうような面談に使えるような部
屋が一つでも二つでもあったら楽になるが、そのあたりの余裕はないのか。
- 現在、そのような待合室は新庁舎に予定されていないが、待合室としては家裁フロア
に調停関係のものとか、審判関係のものとか、家裁待合コーナーというようなものも考
えられているので、どうなるか細かいところははっきりしないが、そのあたりで行って
いただき、専用に代理人と打ち合わせ等をしてもらう個室というのは難しいと思われる。

6 次回期日等

次回は、5月25日午後3時から少年事件をテーマとして開催されることとなった。